

東大阪市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東大阪市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（以下「規則」という。）第2条第3項の規定に基づき、東大阪市教育委員会（以下「委員会」という。）が行う、東大阪市立学校に勤務する教育職員の業務量の適切な管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱は、教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条第2項に規定する教育職員をいう。以下「教育職員」という。）のうち、東大阪市立学校に勤務する者を対象とする。

(在校等時間)

第3条 規則第2条の在校等時間とは、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間をいう。具体的には、所定の勤務時間外において超勤4項目（大阪府職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第11条各号の業務をいう。）以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下に掲げるイ及びロの時間を加え、ハ及びニの時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、ハについては、当該教育職員の申告に基づくものとする。

- イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として委員会が外形的に把握する時間
- ロ 委員会が実施するテレワークの時間
- ハ 所定の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間
- ニ 休憩時間

(上限時間の原則)

第4条 教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、以下に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

- イ 1日の在校等時間から「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」（以下「条例」という。）で定められた勤務時間を除いた時間の1箇月の合計時間（以下「1箇月時間外在校等時間」という。） 45時間
- ロ 1日の在校等時間から条例で定められた勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。） 360時間

(児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間)

第5条 児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、以下に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

イ 1箇月時間外在校等時間 80時間

ロ 1年間時間外在校等時間 720時間

ハ 1年のうち1箇月時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月

(非常災害の場合等やむを得ない場合の上限時間)

第6条 非常災害の場合、その他やむを得ない場合に必要な業務を含む1箇月時間外在校等時間は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、原則月100時間未満を目標として、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

(服務監督者が講ずべき措置)

第7条 服務監督者は以下の各号の措置を行うものとする。

- (1) 本要綱の実施にあたり、「東大阪市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」及び「東大阪市立学校に勤務する教育職員の身分取扱いに関する条例」に基づき、休憩時間や週休日・休日の確保等を行うこと。
- (2) 「在校等時間の適正な把握のための手続等に関する要綱」に基づき、在校等時間を適正に把握し、その状況を踏まえ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施する。特に教育職員の時間外在校等時間が本要綱に定める上限の範囲を超えた場合には、該当する学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うこと。
- (3) 教育職員の長時間勤務の是正と負担軽減に努めること。
- (4) 「産業医及び面接指導産業医の委嘱に関する要綱」に基づき、健康管理対策として産業医による面接指導を実施すること。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する